

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年9月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 平成31年度三条市農林関係施策の要望について

- 報告事項
- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
 - 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第 4号 農地潰廃通報について
 - 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|--------------|--------------|
| 2番 阿部 眞佐雄 委員 | 3番 小川 弘樹 委員 |
| 4番 渡邊 勝夫 委員 | 5番 田邊 敦子 委員 |
| 6番 三師 満夫 委員 | 7番 五十嵐 秀一 委員 |
| 8番 小林 茂宏 委員 | 9番 坂井 浩行 委員 |
| 10番 原田 勝 委員 | 11番 渡邊 一英 委員 |
| 12番 廣川 哲也 委員 | 13番 清野 秀作 委員 |
| 14番 佐藤 秀樹 委員 | 15番 佐藤 一富 委員 |
| 16番 藤田 吉則 委員 | 17番 熊倉 睦 委員 |
| 18番 田邊 稔 委員 | 19番 佐藤 裕雄 委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 1番 野崎 文夫 委員

推進委員出席委員 18名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 清 委員
内山 敏雄 委員	大桃 伸之 委員
刈屋 一夫 委員	蒲澤 利嗣 委員
蒲澤 正 委員	北澤 正之 委員
栞原 一郎 委員	捧 幸伸 委員
長谷川 浄二 委員	原田 孝一 委員
松岡 博一 委員	吉田 精一 委員
吉田 昇 委員	渡邊 正 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係 長	早川 実
経営基盤係主任	長谷川 義隆
臨時職員	渡辺 真那

午前9時30分 開会及び開議

議長（佐藤会長代理）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

なお、本日総会終了後、新潟県農業会議の谷川業務推進部長を講師に『農業者年金に関する研修会』を開催します。時間は、おおむね30分程度を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。6番、三師満夫委員、14番、佐藤秀樹委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

早速ですが、議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

7ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定9件、面積5万6,203㎡、再

設定11件、面積5万2,059.60㎡、合計では20件、面積10万8,262.60㎡であります。

それでは、戻りまして、1ページの28番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

28番から2ページの32番までの5件は相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。

28番は、島川原地内の農地2筆、4,725㎡で、利用権の設定を受ける者は、以前農業経営を行っており、今回議第3号の23番で農地法第3条の許可申請がなされている農地と合わせ54aで、農業経営を再開するため申請があったものでございます。

29番は、大島地内の農地1筆、274㎡。

30番は、鬼木地内の農地1筆、3,099㎡。

31番は、同じく鬼木地内の農地3筆、3,901㎡。

2ページをお願いいたします。32番は、鬼木地内の農地1筆、3,553㎡。

以上5件は相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の33番から3ページの36番までの4件、合計面積4万651㎡は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間、利用権を設定するものであります。

それでは、33番から順にご説明をいたします。33番は、金子新田地内外の農地計9筆、1万7,148㎡。

34番は、吉田地内の農地3筆、3,899㎡。

35番は、井栗地内外の農地計18筆、1万8,254㎡。

36番は、北野新田地内の農地1筆、1,350㎡。

以上4件は、新潟県農林公社が新規に10年間、利用権を設定するものであります。

4ページをお願いいたします。37番から7ページの47番までの11件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長は、私の隣に着席願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

おはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、9月25日午前9時より厚生福祉会館第1集会室におきまして部会員と佐藤会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時16分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定9件、再設定11件、合計件数20件、面積10万8,262.60㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の16件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする4件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全案件承認相当といたしました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

9ページをご覧ください。今月、三条市長から意見を求められている案件は新規設定6件、面積4万651㎡、利用権移転2件、面積4,104㎡、合計では8件、面積4万4,755㎡であります。

8ページにお戻りをいただき、1番から順にご説明をいたします。

なお、議第2号参考としまして、本年7月1日現在の借り受け希望者リストを送付させていただいておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。8ページをお願いいたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載をしております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、議第1号の33番、長嶺地内外の農地計7筆、1万1,183㎡。

2番は、同じく33番、蔵内地内外の農地計2筆、5,965㎡。

3番は、34番、吉田地内の農地3筆、3,899㎡。

4番は、35番、井栗地内の農地6筆、5,095㎡。

5番は、同じく35番、井栗地内の農地5筆、7,121㎡。

6番は、35番及び36番、井栗地内外の農地計8筆、7,388㎡。

以上6件は、それぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

次の7番は、平成26年12月の総会におきまして異議ないものとして平成27年2月に県公告がされました利用配分計画のうち、記載の井栗地内の農地1筆、243㎡について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

次の8番は、平成27年12月の総会におきまして異議ないものとして平成28年2月に県公告がされました利用配分計画のうち、記載の九之曾根地内の農地1筆、3,861㎡について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定6件、利用権移転2件、合計件数8件、面積4万4,755㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地

の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申します。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

12ページをご覧ください。今月の申請は3件で、合計面積2万6,656㎡であります。

10ページにお戻りをお願いいたします。22番は、北潟地内の農地4筆、661㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

23番は、島川原地内の農地1筆、751㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

なお、本件は先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』の28番と合わせ54aで農業経営を再開するものであります。

24番は、大島地内外の農地計60筆、2万5,244㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数3件、面積2万6,656㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただい

ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

13ページをご覧願います。今月の申請は2件で、合計面積330㎡であります。

11番は、前谷内地内の農地1筆、66㎡を売買により取得し、南側既存宅地310.75㎡と一体利用し、駐車場2台及び既存住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、帯織駅南側200m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の58番で農地法第5条の許可申請がなされております。

12番は、前谷内地内の農地1筆、264㎡を売買により取得し、建て売り住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、帯織駅南側200m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の59番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積330㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

14ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積59㎡であります。

3番は、上須頃地内の農地1筆、59㎡を議第6号の68番で農地法第5条の許可申請がなされている北側隣接地874㎡及び西側既存宅地289.84㎡と一体利用し、アパート1棟、自転車置き場1棟及び駐車場10台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、燕三条地場産業振興センター南西550m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積59㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (佐藤会長代理)

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長 (佐藤会長代理)

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (清水事務局長)

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

18ページをご覧願います。今月の申請は14件で、合計面積1万3,306㎡であります。

なお、この合計面積には62番の取り消し案件の面積は含まれておりませんので、よろしく願いをいたします。

15ページにお戻りをお願いいたします。58番、59番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の11番、12番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

60番は、西裏館3丁目地内の農地3筆、2,955㎡を売買により取得し、宅地分譲地13区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市消防本部北東350m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

61番は、嘉坪川1丁目地内の農地4筆、781㎡を売買により取得し、南側既存宅地1,435.22㎡と一体利用し、宅地分譲地10区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、にじいろ保育園南側150m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。62番は、取り消し案件でございます。直江町4丁目地内で、先月の総会でご審議をいただき、同日8月31日付で住宅1棟の用地として5条許可を受けた農地2筆、164㎡の許可を資金借入れの都合により譲り受け人を変更したいことから、取り消しの申請があったものでございます。

63番は、今ほどの取り消し案件で説明しました直江町4丁目地内の農地2筆、164㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、国道8号、直江町3丁目交差点西側400m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

64番は、東新保地内の農地1筆、906㎡を売買により取得し、宅地分譲地5区画

及び通路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条駅北東300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

65番は、曲淵2丁目地内の農地4筆、2,768㎡を売買により取得し、宅地分譲地13区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、月岡小学校北側400m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

66番は、曲淵3丁目地内の農地1筆、737㎡を売買により取得し、宅地分譲地4区画及び通路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、県立三条高等学校北東150m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

67番は、塚野目2丁目地内の農地2筆、421㎡を賃貸借権の設定により、駐車場22台及び通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、塚野目保育所北西150m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

68番は、上須頃地内の農地4筆、874㎡を使用貸借権の設定により、議第5号の3番で農地法第4条の許可申請がなされている南側隣接地59㎡及び西側既存宅地289.84㎡と一体利用し、アパート1棟、自転車置き場1棟及び駐車場10台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、燕三条地場産業振興センター南西550m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

69番は、本年1月の総会におきまして農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。荻堀地内外の農地計2筆、2,751㎡を贈与により取得し、南側既存雑種地2万9,606.61㎡と一体利用し、生コンプラント敷地の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、下田体育館東側500m付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存敷地の2分の1以内の転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

70番は、上谷地地内の農地1筆、295㎡を使用貸借権の設定により、携帯電話基地局設置工事に伴う工事用仮設ヤードの用地として平成30年10月15日から平成31年10月14日まで、一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、飯田小学校北東4,000m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

18ページをお願いいたします。71番は、鹿熊地内の農地1筆、324㎡を使用貸借権の設定により、携帯電話基地局設置工事に伴う工事用仮設ヤードの用地として平成30年10月15日から平成31年10月14日まで、一時転用地として利用したいも

のでございます。場所につきましては、中浦ヒメサユリ森林公園南側500m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、取り消し案件1件については許可を取り消すこととし、この取り消し案件以外については合計件数13件、面積1万3,306㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

番号69番の生コンプラント敷地ですが、既存敷地の面積を教えてください。

事務局（清水事務局長）

先ほど説明の中でも申し上げました既存雑種地で2万9,606.61㎡でございます。

12番（廣川哲也委員）

いや、プラントの敷地。

議長（佐藤会長代理）

事務局。

事務局（清水事務局長）

プラントの敷地については、全体としてプラント敷地ということございまして、この全体2万9,000㎡をもちまして基本敷地というふうにご覧いただいております。

以上でございます。

議長（佐藤会長代理）

12番、廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

今現在プラントがあるわけですね。それを拡張するというわけですね。ですから、

現在あるプラントの敷地は、雑種地でなくて、プラント敷地は幾らかということです。

議長（佐藤会長代理）

はい。

事務局（清水事務局長）

現在基本敷地として今回あるのは、プラント敷地というのはプラントが建つておるところを含めてですけれども、台帳地目は雑種地というふうになっているところでございまして、現況は宅地というような判断がなされるかもしれませんが、登記上地目については雑種地という扱いになっているところでございます。

以上でございます。

12番（廣川哲也委員）

何かちょっとすっとこないですけど、結構です。

議長（佐藤会長代理）

3番、小川委員。

3番（小川弘樹委員）

70番と71番についてですけれども、農用地から一時転用という形になっているような説明でしたけども、こういう場合は農振除外というのは必要ないということではないのですか。

議長（佐藤会長代理）

はい。

事務局（清水事務局長）

農振の関係につきましては、三条市長の同意を得て一時転用をするものでございまして、農振の除外はないものでございますが、あと携帯の基地局、実際のアンテナが建つところについては農振法上では開発行為が要らないもの、要は開発が要らないものという取り扱いでございますし、それから農地法についても基本的には電気通信事業者がその事業を行う場合については許可は不要になっているものでございますが、当農業委員会としてはこの鉄塔が建つ時期に合わせて、後で報告の中でもあります、農地潰廃通報、要は届け出をしてもらう予定でございまして。

以上でございます。

議長（佐藤会長代理）

ほかに何か。

では、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第2調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第7号『平成31年度三条市農林関係施策の要望について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも農政対策部会に付託し、議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがとご提案申し上げます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(佐藤会長代理)

ご異議なしと認めます。

それでは、議第7号につきましては農政対策部会に付託することにいたします。

議長(佐藤会長代理)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略いたします。

議長(佐藤会長代理)

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局(清水事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(佐藤会長代理)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問等がございましたらご発言をいただきたいと思えます。

しばらくにしてご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長(佐藤会長代理)

来月は、農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いします。

農政対策部会長、10番、原田勝委員。

農政対策部会長(10番原田 勝委員)

農政対策部会では、10月19日午後1時半より厚生会館第1集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

なお、案件につきましては、ただいま総会で付託をいただきました『平成31年度三条市農林関係施策の要望について』です。

以上です。

議長(佐藤会長代理)

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第3調査部会長、2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。10月23日午前9時から厚生会館第1集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日を予定しております。

また、31日は午後1時から後期の農地パトロールを予定しておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時19分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長代理

議事録署名委員（ 6 番）

議事録署名委員（ 1 4 番）
